

茨城県行方・鉾田・小美玉地域基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 11 月 1 日現在における茨城県行方、鉾田、小美玉地域（行方市・鉾田市・小美玉市の行政区域）とする。概ねの面積は 5 万 2 千ヘクタール程度であり、県全体（60 万ヘクタール）の約 8.5%にあたる。

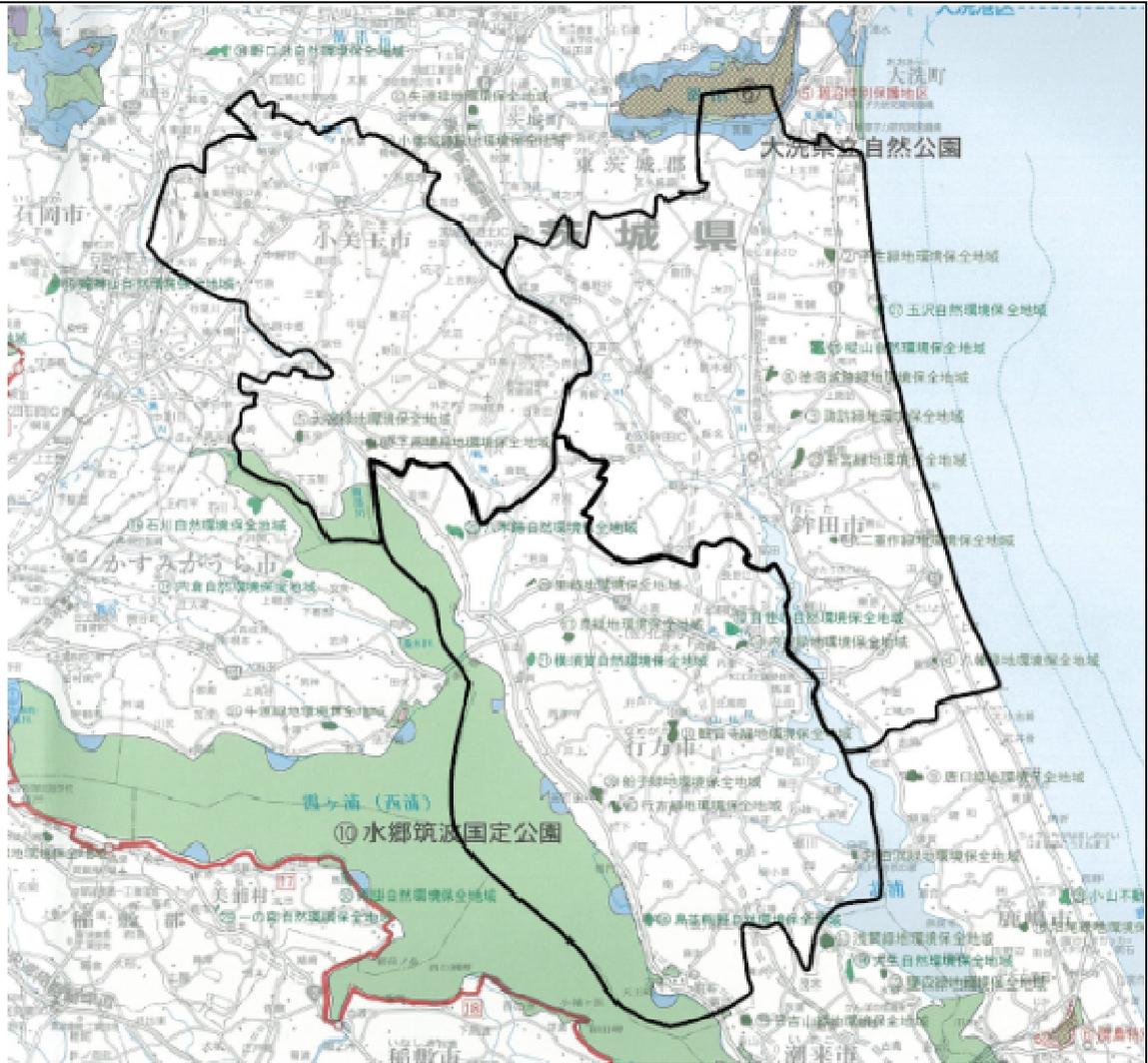
なお、本促進区域は自然公園法に規定する水郷筑波国定公園の一部及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、自然公園法に規定する大洗県立自然公園の一部、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域・自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、本促進区域には存在しない。

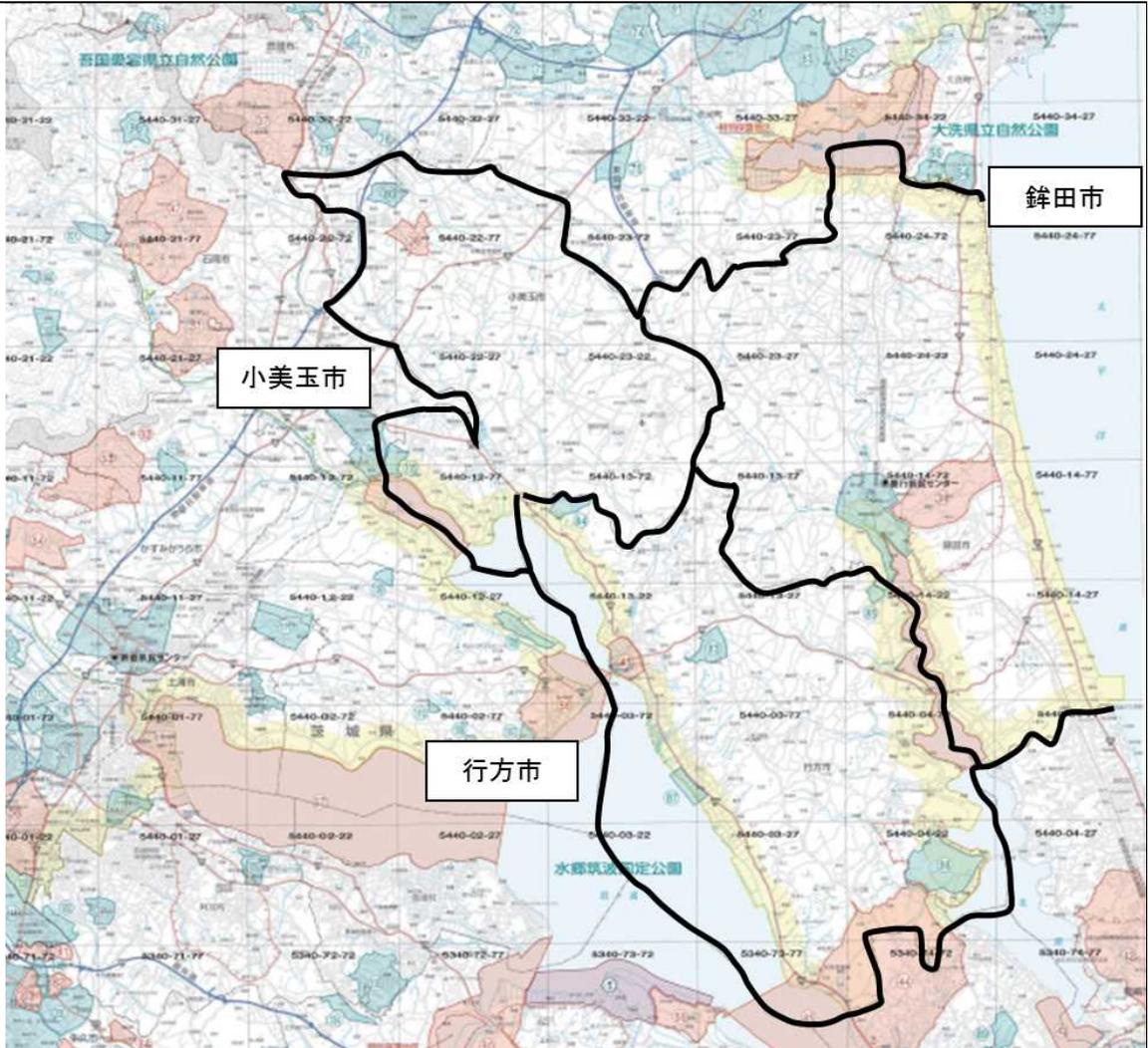




- ・自然公園法に規定する自然公園地域（緑着色部分）
大洗自然公園の一部（涸沼及びその周辺の水色着色部分）
水郷筑波国立公園の一部（霞ヶ浦の一部）



・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（赤色部分）



- ・ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地

霞ヶ浦・北浦水系の河川・湖沼群



(2) 地域の特徴（地理的条件，インフラの整備状況，産業構造，人口分布の状況等）

【地理的条件】

本区域は，関東平野に位置し平坦な地形，日本第2位の面積を持つ霞ヶ浦に近接している。

東京から 90 km 圏内にあり、首都圏における主要な機能を担う鹿島臨海工業地帯、成田国際空港、筑波研究学園都市と近距離に位置する。

【インフラの整備状況】

○ 道路

本区域内の小美玉市を常磐自動車道及び国道 6 号線が南北に縦断しており、東京と本県を結ぶ物流の大動脈となっている。本区域から東京までは、常磐自動車道経由で約 50 分である。

本区域内では、東関東自動車道（水戸線）が開通予定であり、将来的には常磐自動車道、北関東自動車道、東関東自動車道水戸線及び首都圏中央連絡自動車道の 4 本の高速道路に囲まれる交通アクセスの優れた地域となる。

○ 鉄道

本県の主要鉄道路線である JR 常磐線が小美玉市を通過しており、本区域内には羽鳥駅（小美玉市）がある。また本区域から約 20 キロメートルに位置する JR 石岡駅は常磐線特急（ときわ）の停車駅でもあり、およそ 60 分で上野駅まで結ばれている。

また、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が銚田市を南北に通過しており、県庁所在地である水戸市内へは 40 分、本県有数の工業地帯である鹿島までは 40 分で結ばれている。

○ 空港

本区域内の小美玉市に平成 22 年 3 月に開港した茨城空港は、航空自衛隊百里飛行場（百里基地）との民間共用の飛行場として整備され、北関東唯一の空の玄関口となっており、平成 28 年度は年間約 61 万人が利用している。

【産業構造】

本区域の産業大分類別の付加価値額は、製造業が 245 億円（全体の 18%）、卸売業、小売業が 522 億円（全体の 38%）、農業、林業が 59 億円（全体の 4%）などとなっている。

本区域では、豊かな自然を生かした農業が盛んであり、メロンやエシヤレット、チンゲンサイ等の国内有数の産地である。また、交通インフラが発達しており、大消費地である首都圏に比較的近いことから、こうした農産物を材料とする食品製造業も盛んであり、製造品出荷額は 1,252 億円である。加えて、本区域内には 9 か所、486.9 ヘクタールの工業団地が整備されており、プラスチック製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、食料品製造業（乳製品）等の企業が 139 社立地している。

【人口分布の状況等】

人口については、行方市約 35,000 人、銚田市約 47,400 人、小美玉市約 51,000 人となっており、約 13 万人の区域となっている。本区域の人口はここ数年減少傾向にある。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本区域は、雇用者数の約3割、売上高の約4割、付加価値額の約2割が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。高い技術等を伴った食品製造企業や機械器具製造企業等が集積していることを背景に、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行う。

また、製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の約2割を占める卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
全産業付加価値額	137,874 百万円	139,735 百万円	1.35%

※全産業付加価値額：平成24年経済センサス活動調査

(算定根拠)

増加率については、本区域の産業大分類別の付加価値額は、「製造業」が24,547百万円(全産業の20%)と多く(平成24年経済センサス活動調査)、それ以外の産業に波及することから、付加価値額の年度ごとの推移を確認できる本区域の工業統計調査の付加価値額を基に算出した。

茨城県の工業統計調査の過去5年間(平成22年から平成26年)の付加価値額・前年比の平均が0.225%であることを踏まえ、6年間で1.35%の伸びを目標とする。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値が 5,092 万円（茨城県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサス-活動調査（平成 24 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内における地域経済牽引事業に係る事業者において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の取引額が開始年度比で 1.1%以上増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 1.1%以上増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 1.0%以上増加すること。
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 1.0%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

現時点では該当なし。

今後、記載の必要が生じた場合は本計画を変更し定めることとする。

なお、今後の工場立地法の特例の適用にあっては、地域の实情、住民の意思を踏まえ、特定工場周辺的生活環境の保持を適切に図るとともに、県・市町村の環境保全部局や関係機関との調整を行うものとする。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

① 地域に根ざしたメロン、エシャレット等の特産物を活用した食料関連産業分野

② 常磐自動車道、東関東自動車道水戸線、茨城空港等の広域交通インフラを活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

① 地域に根ざしたメロン、エシャレット等の特産物を活用した食料関連産業分野

本区域は、平坦な地形に加え、温暖な気候、霞ヶ浦の水資源に恵まれており、農業が盛んである。農業算出額は鉾田市が720億円、小美玉市354億円、行方市262億円で、県内の上位3位を独占している（平成27年）。

主な農産物を見ると、茨城県はメロンの出荷額が全国第1位（38,900t）であるが、その62%を本区域が占めている。同様に本県が全国1位の収穫量（478t）を誇るエシャレットについては、行方市が県全体の作付面積（66ha）の99%を占め、本県が全国第1位の生産量（11,800t）を誇るチンゲンサイは、本区域が県全体の生産量の76%を占めている。

こうした豊かな農産物を背景に、食品製造業や関連企業が本区域に約100社集積している。

代表的なものとしては、納豆業界トップ企業のタカノフーズ株式会社（小美玉市）や、トマトをはじめとする野菜加工食品を製造するカゴメ株式会社（小美玉市）、地元野菜を活用したカット野菜等を生産・販売する株式会社フィールド食品（行方市）などが立地している。また、県内有数の農産地であるという特色を生かし、学校跡地を利用した加工工場併設体験型テーマパークである「なめがたファーマーズビレッジ」（行方市）が設置されている。

平成28年3月に県が策定した「いばらき未来共創プラン」では、本区域を含む鹿行ゾーンにおいて、農商工連携による体験型農業施設などの儲かる農業の実現に向けた取組の促進や、特産品のブランド化等を図ることとしていることから、今後は、本区域の魅力的な農産物を活用する食品製造業者が高付加価値で地域に波及効果がある地域経済牽引事業を行っていくとともに、農業従事者、商工業者、研究・支援機関等との連携により、地域産品の更なる高付加価値化をすすめるなど、食品関連産業分野の促進を図っていく。

② 常磐自動車道、東関東自動車道水戸線、茨城空港等の広域交通インフラを活用した成長ものづくり分野

道路網については、本区域の小美玉市を常磐自動車道が南北に縦断しており、本区域に隣接する形で岩間インターチェンジ及び石岡小美玉スマートインターチェンジが設置されている。

また、北関東自動車道が本県を東西に縦断しているが、これにつながる東関東自動車道水戸線が、本区域の北側の手前まで一部開通している。これが全線開通すれば本区域

を南北に縦断することとなり、本区域内にもインターチェンジが3カ所設置される予定で、鹿島港や成田国際空港、首都東京までのアクセスがこれまで以上に向上する。

主要幹線道路では、国道6号線、国道51号線、国道354号線、国道355号線が本区域を網羅している。

こうした道路交通インフラを活用することにより、首都東京まで75分、成田国際空港に約1時間、本区域に隣接する鹿島港まで約30分、茨城港常陸那珂港区まで35分と比較的短時間でのアクセスが可能である。

加えて、本区域内には茨城空港が開港しており、国内線4路線（札幌、神戸、福岡、那覇）、国際線1路線（上海）が運航され、平成28年度の旅客数は612,316人となっている。

このような優れた広域交通インフラを背景に、本区域内には、すでに玉里工業団地や上山鉾田工業団地など9か所486.9haの工業団地が整備されており、成長ものづくり分野の企業が新たな事業展開を行うための十分な環境が整っている。

今後は、優れた広域交通インフラを生かした成長ものづくり分野における高付加価値で地域に波及効果がある地域経済牽引事業を創出するとともに、工業団地への成長ものづくり企業のさらなる集積を図る。

更に、すでに本区域内に集積しているものづくり企業と国内外のものづくり企業との技術交流や人的交流を促進するなどして、成長ものづくり分野の促進も図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。国の各種支援策も活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本区域にしかない強みを創出することはもとより、既存の強みの磨き上げに努めていく。

(2) 制度の整備に関する事項

① 固定資産税等の減免措置の創設

市では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、固定資産税等の減免措置に関する条例の制定を検討する。

② 地方創生関係施策

地方創生推進交付金を活用し、地域に根ざしたメロン、エシャレット等の農産物を活用した食料関連産業分野、常磐自動車道、東関東自動車道水戸線、茨城空港等の広域交通インフラを活用した成長ものづくり分野の機械器具製造業等において、設備投資支援等による事業環境の整備や販路拡大の強化等を検討する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 茨城県によるオープンデータ化の推進

地域企業の技術力の向上のために、茨城県工業技術センターが保有している情報であって資料として開示している情報について、インターネット公開を進めていく。

また、県庁ホームページに設けている「茨城県オープンデータカタログ」の運営を通じ、庁内に保有するデータのオープンデータ化を進めることで、生活の利便性や行政の透明性の向上を図るとともに、民間企業等でのオープンデータの利活用による新事業の創出を促すなど、社会・経済の活性化に寄与することを目指す。

② 各市によるオープンデータ化の推進

各市ホームページにおける各種統計資料の公表等により、市政に関連するデータの公開を進めるほか、茨城県と全市町村が共同で整備を進める県域統合型GIS（地理情報システム）「いばらきデジタルまっぷ」を通じて、市民生活に関連する各種行政情報の提供を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

行方市政策秘書課、銚田市企画課及び小美玉市商工観光課内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口の設置を検討するとともに、茨城県事業推進課が窓口となり、関係部署との調整を行う。また、事業環境整備の提案を受けた場合についても、同窓口を中心に、対応に向けて関係機関や関係部署と調整する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

国への要望等を行いながら、東関東自動車道水戸線の早期全線開通等の広域交通網の拡充を図ることで、成長ものづくり分野のさらなる促進を図っていく。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度～令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税等の減免措置の創設検討	検討	検討	運用（予定）
②地方創生関係施策	検討	運用	運用
③融資制度の整備	検討	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①茨城県によるオープンデータ化の推進	運用	運用	運用
②各市によるオープンデータ化の推進	運用	運用	運用

【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
①広域交通網の拡充の実現	要望実施	要望実施	要望実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、茨城県工業技術センター、(公益財団法人)茨城県中小企業振興公社、つくば研究支援センター、株式会社ひたちなかテクノセンター、県が行っている支援事業、人材育成支援、人材確保支援や(公益財団法人)茨城県中小企業振興公社が行っている人材養成等支援事業等、支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮するだけでなく、相互に補完・連携しながら、支援をしていく必要がある。

そのため、県と市で連携した情報共有ができるよう努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

・茨城県工業技術センター

県の技術支援機関である茨城県工業技術センター(茨城町)において、技術相談、センター保有の機器を利用した試験を受け付ける依頼試験、県内企業と互いの設備を利用して行う共同研究など様々な技術支援を行っていく。

・(公益財団法人)茨城県中小企業振興公社

茨城県中小企業振興公社は様々な支援を通し、中小企業の振興に寄与しているところである。大学や民間企業のOBなどの技術関係の専門家や経営の専門家を派遣することで、企業が抱える技術的、経営的課題の解決を支援していく。

・つくば研究支援センター

つくば研究支援センターは、茨城県や民間企業等の出資により設立され、産学官の交流・連携を図り、地域の活性化に寄与している機関である。センターに在籍する各分野のコーディネーターが、技術に関心のある企業と公的研究機関や大学を結びつける活動を通じ、企業の技術支援を図っていく。

・株式会社ひたちなかテクノセンター

ひたちなかテクノセンターは、「頭脳立地法」に基づき、茨城県が策定した計画の中核的な運営主体として国、県、市町村及び民間等の出資により設立された。地域企業のニーズに対応した産学官による新製品開発や技術開発、コンピューター研修などを実施し、地域企業を支援している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

茨城県は、180キロメートルに及ぶ海岸線、霞ヶ浦、筑波に代表される豊かな水、緑の

山野に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力と進取の精神により、自然との調和の中で今日の豊かな生活を築いてきた。

この豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいくため、県では平成8年に茨城県環境基本条例を制定し、本条例に基づき、県民、事業者及び地方公共団体が連携し、協力し合って、良好な環境を保全し、進んでやすらぎと潤いのある快適で住みよい環境の創造を目指している。

「茨城県環境基本計画」（平成25年3月改定）においては、事業者の役割として、事業活動に起因する公害の防止や資源・エネルギーの効率的利用、環境配慮型製品の購入など、環境の負荷の低減に向けて自主的かつ積極的に取り組むことが期待されている。

また、本区域内においては行方市環境基本条例（平成27年制定）、鉾田市環境基本条例（平成27年制定）、小美玉市環境基本条例（平成18年制定）を定めており、事業者の責務を明らかにしている。事業者は、こうした条例や計画の趣旨を十分に理解し、その事業活動を行うに当たっては、生活環境への配慮及び自然環境・生物多様性の保全はもとより、廃棄物の適正処理、3Rの推進、さらには地球温暖化対策等を積極的に推進していくことが求められる。

事業者は、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型商品の生産・販売、環境保全サービスの提供などを行い、環境と調和した持続可能な事業活動を展開するとともに、地域社会の一員として、県民、民間団体、市町村及び県との連携・協力を図りながら、地域における環境の保全と創造に向けた取組を積極的に推進することが求められる。

さらに、事業者は、自然公園法に規定する水郷筑波国定公園の一部及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、自然公園法に規定する大洗県立自然公園の一部、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地及びこれらの区域に近接している区域での事業の実施に当たり、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

県は、県民、民間団体、事業者、市町村、近隣県、国等と連携を図り、各主体が自主的かつ積極的に良好な環境の保全と創造の取組に参加できるよう、それぞれの役割や取組の方向などを明らかにするとともに、各主体間のネットワーク構築などを図り、総合的に環境保全対策を推進するとともに、県民や事業者等の自主的かつ積極的な実践行動を促進するための各種の制度づくりや環境情報の提供、環境学習の推進、普及啓発などを行う。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、県の環境部局との調整を行ったうえで策定したものであり、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、予め地方環境事務所と調整し、県の環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

（2）安全な住民生活の保全

県では、安全な社会の実現に向けた取組として、県と市町村、事業者及び県民との連

携及び協力の下に推進する安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項等や犯罪の防止のために必要な規制を定めた「茨城県安全なまちづくり条例」を制定したところである。この条例の趣旨を踏まえ、犯罪の防止及び地域社会の安全に資するため、以下の取組を行う。

- ・犯罪防止のための環境整備

道路、公園などの共同施設に、必要に応じて防犯灯や防犯カメラを設置するなど、犯罪を起しにくい環境整備に努める。

- ・事業所情報の把握

空き事務所・空き工場が犯罪の温床となることを防止するため、本区域内の事業所情報の把握に努め、所有者に管理の徹底を求める。

- ・警察との連携強化

普段から警察との連携を密にし、犯罪や事故発生時のスムーズな連絡体制の整備を図る。

- ・地域の防犯活動の推進

地域では自警団や防犯ボランティア団体など自主防犯組織が結成され、交通指導車による巡回パトロール、小中学生の登下校時の立哨などの活動が行われている。これらの活動を支援することにより、地域・企業一体となった地域ぐるみの防犯活動の推進を図る。

- ・外国人の不法就労の防止

外国人の雇用については、事業者现就労資格の有無の確認の徹底を要請し、不法就労防止に努める。

- ・地域住民との協議

本計画に基づく地域経済牽引事業の促進による地域活性化のための措置で、地域住民の生活環境等に関わるものの実施にあたっては、あらかじめ地域住民の意見を十分聴取することとする

(3) その他

- ① PDCA体制の整備等

年に1回(9月頃)、県、行方市、鉾田市及び小美玉市で会議を開催するなど、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを行い、効果の検証と当該事業の見直しを実施していく。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

現時点では該当なし。

今後、記載の必要が生じた場合は、本計画を変更し定めることとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）